

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
4 みどりの 飼料作物 水田活用 支援	主食用米の作付転換による飼料生産を通じて、持続可能な食料システムの構築に寄与するため、コントラクター(飼料作物生産・供給請負組織)が行う、稲WCS及び飼料作物の生産・利用拡大による高収益化の取組を推進する。	補助	【機械整備】 500～50,000千円 (5/10以内)  【施設整備】 500～50,000千円 (5/10以内)	飼料作物の栽培、収穫及び調製に必要な機械・施設の整備	・農地所有適格法人 ・農業法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター
		リース	【機械整備】 500～30,000千円 (5/10以内)	飼料作物の栽培、収穫及び調製に必要なリース用機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社  (認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合)

採択基準
<p>1 以下の基準を満たす「飼料作物水田活用計画」を策定しており、取組の実践が見込まれること。</p> <p>(1) 県内で生産・収穫された飼料作物、又はそれを原料とした混合飼料を県内の畜産農家に供給する計画であること。</p> <p>(2) 水田における飼料作物(稲WCS、飼料用とうもろこし、飼料用ソルガム、牧草、飼料用米)の生産拡大が見込まれること。</p> <p>(3) 飼料作物の作付前又は収穫後に、家畜ふん堆肥を活用する計画であること。</p> <p>2 対象となる機械・施設は下記(1)～(3)とする。</p> <p>(1) 栽培に必要な機械とは、水田飼料作物栽培のための播種機、防除機、堆肥散布及び排水対策に必要な機械・器具とする。 なお、堆肥散布以外の稲WCS及び飼料用米の栽培に必要な機械を除く。</p> <p>(2) 収穫に必要な機械とは、自走式細断型飼料収穫機及び汎用型飼料収穫機とする。</p> <p>(3) 調製に必要な機械・施設とは、梱包及び密封に必要な機械、運搬に必要な器具、飼料作物を原料とした混合飼料を製造するために必要な機械・器具及び施設とする。</p>
<p>1 以下の基準を満たす「飼料作物水田活用計画」を策定しており、取組の実践が見込まれること。</p> <p>(1) 県内で生産・収穫された飼料作物、又はそれを原料とした混合飼料を県内の畜産農家に供給する計画であること。</p> <p>(2) 水田における飼料作物(稲WCS、飼料用とうもろこし、飼料用ソルガム、牧草、飼料用米)の生産拡大が見込まれること。</p> <p>(3) 飼料作物の作付前又は収穫後に、家畜ふん堆肥を活用する計画であること。</p> <p>2 対象となる機械は下記(1)～(3)とする。</p> <p>(1) 栽培に必要なリース用機械とは、水田飼料作物栽培のための播種機、防除機、堆肥散布及び排水対策に必要な機械・器具とする。 なお、堆肥散布以外の稲WCS及び飼料用米の栽培に必要な機械を除く。</p> <p>(2) 収穫に必要なリース用機械とは、自走式細断型飼料収穫機及び汎用型飼料収穫機とする。</p> <p>(3) 調製に必要なリース用機械とは、梱包及び密封に必要な機械、運搬に必要な器具、飼料作物を原料とした混合飼料を製造するために必要な機械・器具とする。</p>